

瀬戸市告示第26号

瀬戸市表彰規程（昭和39年瀬戸市告示第32号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

瀬戸市長 川本雅之

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(申請の取扱い)</p> <p>第7条 <省略></p> <p>2 申請の調書には、次の事項を具備しなければならない。</p> <p>(1) 個人の場合</p> <p>ア 職業、氏名(ふりがなつき) <u>及び</u>生年月日</p> <p>イ 現住所</p> <p>ウ <省略></p> <p>エ 性質、品行<u>及び</u>平素の行状</p> <p>オ 受章の有無(受章者にあつては褒章の種類<u>及び</u>褒状の写)</p> <p>カ及びキ <省略></p> <p>(2) 団体の場合</p> <p>ア 所在<u>及び</u>名称</p> <p>イ 代表者の職業<u>及び</u>氏名</p> <p>ウ <省略></p> <p>エ 設立年月日、組織<u>及び</u>沿革</p> <p>オ <省略></p> <p>(資格の喪失)</p> <p>第8条 この規程により表彰を受けるべき者で、表彰を受ける前において、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合は、その者を表彰しないものとする。</p>	<p>(申請の取扱い)</p> <p>第7条 <省略></p> <p>2 申請の調書には、次の事項を具備しなければならない。</p> <p>(1) 個人の場合</p> <p>ア 職業、氏名(ふりがなつき)<u>および</u>生年月日</p> <p>イ <u>本籍および</u>現住所</p> <p>ウ <省略></p> <p>エ 性質、品行<u>および</u>平素の行状</p> <p>オ 受章の有無(受章者にあつては褒章の種類<u>および</u>褒状の写)</p> <p>カ及びキ <省略></p> <p>(2) 団体の場合</p> <p>ア 所在<u>および</u>名称</p> <p>イ 代表者の職業<u>および</u>氏名</p> <p>ウ <省略></p> <p>エ 設立年月日、組織<u>および</u>沿革</p> <p>オ <省略></p> <p>(資格の喪失)</p> <p>第8条 この規程により表彰を受けるべき者で、表彰を受ける前において、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合は、その者を表彰しないものとする。</p>

附 則

この告示は、刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号）の施行の日から施行する。